

日本銀行の業務継続体制と最近の取組み

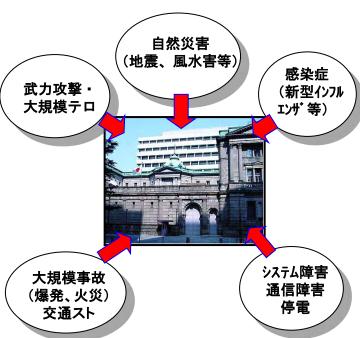
日本銀行 決済機構局 2014年5月16日

1. 日本銀行の業務継続体制



日本銀行は、様々な想定脅威に対し、主要拠点や役職員の機能の毀損度に応じた被災想定を設定し、業務継続手段を整備してきている。

(図表1) 想定脅威



(図表2) 主な被災想定・業務継続手段

| | 主な 被災想定 | 主要拠点 | | |
|--|---------------------------------------|-----------|---------|--|
| | | 日本橋 本店 | 府中 センター | 大学的一个人, 第一章 |
| | ①電算センター(府中) の機能不全 | 0 | × | 日銀ネットを中心としたシステムを 大阪に設置しているバックアップセンターに切替え |
| | ②テロ等による本店 (日本橋)の機能不全 | × | 0 | 本店以外の場所で必要不可欠な 業務を継続 |
| | ③電算センター・本店 ともに機能不全 + 東阪間通信途絶 | × | × | ・日銀ネットを中心としたシステムを 大阪に設置しているバックアップセンターに切替え ・大阪支店に大阪災害対策本部を 設置して、本部機能の一部を代替 ・本店では、現金の支払、金融上の 特別措置の発動等を優先的に実施 |
| | ④新型インフルエンザ 等の発生により 役職員が出勤困難 | 0 | 0 | ・必要に応じ、業務を段階的に絞り 込み、交替制勤務等を長期間継続 する体制に移行 |

- (注1)×は、完全な機能不全の他、一部機能不全等、様々なケースを含む。
- (注2)災害発生時において所要の対応を迅速に行うため、初動体制の立ち上げやその後の業務遂行にあたる要員を予め任命し、本店近隣に居住・宿泊させる等の対応をとっている。

2.最近の取組み

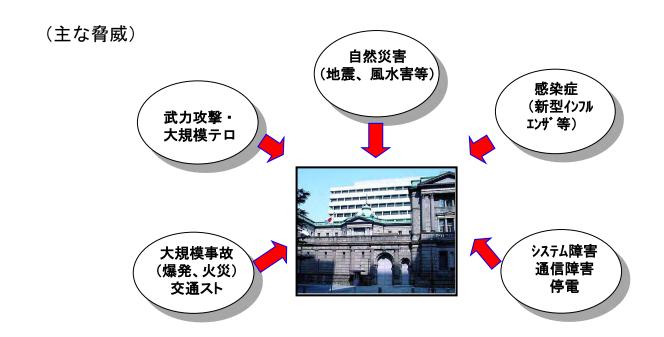


- 日本銀行では、東日本大震災の経験や首都直下地震・南海トラフ地震などに関する被災想定の見直し、 関係官庁や金融機関等と連携した訓練なども踏まえつつ、今後も業務継続体制の実効性等の向上に努めていく考えである。
- ・ 当面の主な検討対象は以下の3点。
- 1. 首都直下地震等を想定した本店の業務継続
- 2. 南海トラフ地震等を想定した支店の業務継続
- 3. 新型インフルエンザ等を想定した本支店の業務継続

以上



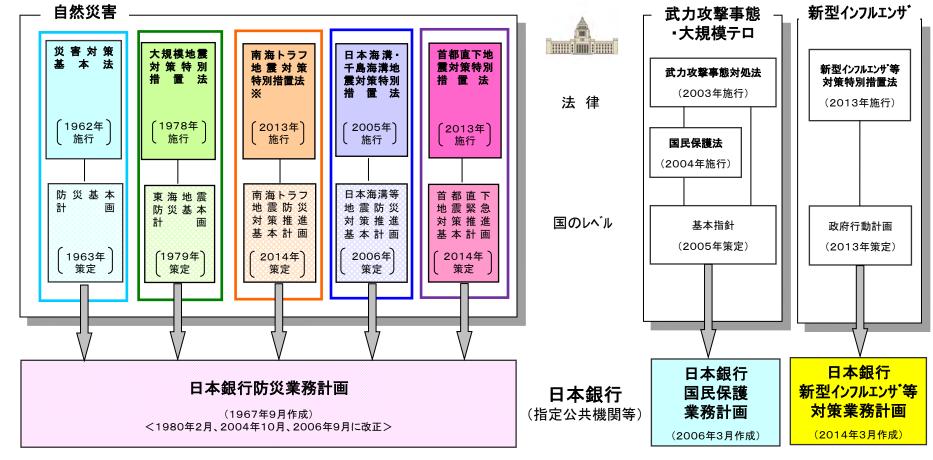
- (1) 日本銀行は、平時はもちろん、有事の際にも、中央銀行として日本銀行法に規定される責務(現金の供給、 決済システムの安定的な運行等)を果たすことが求められている。
 - ── 緊急事態(自然災害等)にかかる法律においても、日本銀行は「指定公共機関」として、中央銀行とし ての責務を果たすことが求められている(参考2参照)。
 - ―― 東日本大震災の際の日本銀行の対応は、参考3を参照。
- (2) そうした下、日本銀行では、自らが被災した場合にも、こうした責務を果たせるよう、従来から、自然災害、 テロ、システム障害など様々な脅威を想定して、業務継続体制の整備を進めてきた。



(参考2)緊急事態に係る法律等と日本銀行の位置付け



- 日本銀行は、下図の緊急事態に係る法律等において、「指定公共機関」や「経済中枢機能」として、業務計画の作成・実施や、参集要員制度の整備、定期的な訓練の実施などが義務付けられている。
 - ―― 業務計画には、災害発生時に実施する業務として、①銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節、 ②資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置、③金融機関による金融上の 措置の実施に係る要請、④各種措置に関する広報、⑤海外中銀等との連絡・調整等が挙げられている。





・ 東日本大震災時には、本行の本支店は、以下のような対応を行い、様々な面で中央銀行としての機能の 維持に万全を尽くした。

(1)業務面の対応

- ① 本店災害対策本部の設置
 - ・ 地震発生の約15 分後となる午後3 時、総裁を本部長とする災害対策本部を設置(本店災害対策本部 の設置は初めて)し、その旨を直ちに対外公表。
- ② 金融機関に対する現金供給
 - ・ 金融機関と連携しつつ、被災直後の12 日(土)、13 日(日)に、青森、仙台、福島の各支店や盛岡事務 所において、金融機関への現金供給を継続。
 - 本店でも、12日(土)に、臨時に窓口を開け、硬貨を中心に現金を金融機関に供給した。
- ③ 損傷現金の引換え
 - 本支店のみで行っている損傷現金の引換え事務を、支店のない岩手県においても実施できるよう、金融機関(岩手銀行)の協力を得て、盛岡市内に臨時引換え窓口を設置。
 - · 被災地に所在する支店の損傷現金引換え事務を円滑に進めるため、本支店から応援要員を派遣して 引換え事務に当たった。
- ④ 日銀ネットの安定的な運行の確保
- ⑤「金融上の特別措置」の要請
- ⑥ 国庫・国債代理店事務の円滑な遂行に向けた措置
 - 業務継続の困難な代理店の事務(年金の支払いや国債元利払い等)を引受け。
- ⑦ 正確かつ迅速な対外情報発信
- (2)政策面の対応
- ①金融市場の安定確保、②金融緩和の強化、③被災地金融機関の支援、④考査運営面での配慮